

申請の要件	3 一般消費者等の数の増加の認可
申請に関する説明	保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を法第29条第3項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、その認定をした市長の認可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	法第33条第1項
関係条項	法第31条（第3号及び第4号を除く。）及び第33条第3項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第31条及び第32条</li> <li>・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号）</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号）</li> <li>・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日20210204保局第1号）</li> </ul>
標準処理期間	10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額